

○財務省告示第三百十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年九月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第一百十四  
回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募



六

イ  
発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

行 争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
発 競 I 加 場

額 面 金額で二兆四千六百六十億  
 円、うち、財政法第四条第一項の規  
 定に基づき発行した利付国債に  
 ついては、千七百三十万円、財政運  
 営に必要な財源の確保を図るた  
 めの公債の発行の特例に関する  
 法律第二条第一項の規定に基づ  
 き発行した利付国債については、  
 額面金額で一兆八億八千  
 五百四十五万、特別会計に關  
 する法律第四十六条第一項の規  
 定に基づき発行した利付国債に  
 ついては、額面金額で一兆七  
 百八十二億六千五百八十五万  
 円、同法第六十二条第一項の規  
 定に基づき発行した利付国債に  
 ついては、額面金額で千六百九  
 十七億四千円  
 特別会計に関する法律第四十六  
 条第一項の規定に基づき発行し  
 た利付国債に、額面金額  
 特別会計に関する法律第四十六  
 条第一項の規定に基づき発行し  
 た利付国債に、額面金額  
 特別会計に関する法律第四十六  
 条第一項の規定に基づき発行し  
 た利付国債に、額面金額





十九  
弘  
込  
期  
日  
平  
成  
二  
十  
五  
年  
九  
月  
二  
十  
日